

# 「軽度者の福祉用具貸与に関する確認依頼書」様式変更と留意事項について

## 令和3年度から「軽度者の福祉用具貸与に関する確認依頼書」様式を変更します

「軽度者の福祉用具貸与に関する確認依頼書」(以下「確認依頼書」という)について、令和3年4月から様式を変更します。令和3年4月以降は新様式を使用してください。

新様式は前橋市のホームページに掲載していますので、ダウンロードしてご使用ください。

## 留意事項

軽度者の例外給付に関する具体的な取り扱いは従来と特に変更はありません。特に留意して頂きたいことについて、下記にまとめましたのでご確認ください。

### 1 医師の医学的な所見確認は、必ずサービス担当者会議開催前に行ってください。

例外給付が特に必要であると判断されるには、医師の医学的な所見が不可欠です。

福祉用具の例外給付について、医師の医学的な所見を確認した上で、サービス担当者会議等により利用者の状態と福祉用具の必要性について十分に検討してください。

ただし、医師がサービス担当者会議に出席し、その場で医学的な所見を確認する場合は除きます。

### 2 医師の医学的な所見について、次の項目に留意したうえで聴取等行ってください。

単に疾患名のみや「〇〇が必要」という記載のみでは貸与の必要性は確認できません。

#### ・疾患名

#### ・疾患によって引き起こされている症状

→それにより「軽度者への福祉用具貸与の例外給付の取扱いと手続き」のP7・

8【表1】の「厚生労働大臣が定める者のイ」のいずれに該当するか

#### ・「軽度者への福祉用具貸与の例外給付の取扱いと手続き」P9【表2】のいずれに該当するか

→例外給付を認める要件として、下記のi～iiiの状態像にあてはまることが医師の医学的な所見に基づき判断されていることが必要なため。

#### 【表2】

i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に厚生労働大臣が定める者のイに該当する者 (例:パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)
ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに厚生労働大臣が定める者のイに該当することが確実に見込まれる者 (例:がん末期の急速な状態悪化)
iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から厚生労働大臣が定める者のイに該当すると判断できる者 (例:ぜんそく発作等による呼吸不全,心疾患による心不全,嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

#### ・必要となる福祉用具

また、医学的な所見の入手方法については、必ずしも文書である必要はありません。文書

でのやりとりに時間がかかる場合には、面接や電話で聴取する方法でも差し支えありません。

その場合には、いつ・誰から・どのような方法で聴取したのかを明記し、サービス担当者会議の要点等に記載してください。

文書でのやりとりでしか医師の所見を入手できない場合には、余裕を持って手続きを進めていただくようお願いいたします。その際、緊急性があつて貸与を急ぐような場合には、介護保険課給付適正化係に事前にご相談ください。

### 3 確認依頼書「医学的所見の確認方法及び所見の詳細」への記載は、医師や医療機関が直接記載する必要はありません。

医師から得た医学的所見を、担当のケアマネジャー（又は地域包括支援センター職員）が記載してください。

### 4 確認依頼書は、原則、福祉用具貸与を開始する前に提出してください。

本市が交付する確認書の貸与開始日は、確認依頼書の受付日以降で、貸与が必要となる日です。

ただし、やむを得ない事情（末期がん患者の急な退院等により早急な対応が必要な場合等緊急性が認められる時）により確認依頼書の提出が間に合わない場合には、事前に介護保険課給付適正化係にご連絡ください。書類の提出し忘れなど、やむを得ない事情と判断できない場合は、受付日より前の貸与については給付対象となりませんのでご注意ください。

また、本来確認依頼書の提出が必要にも関わらず、提出がないまま軽度者の福祉用具貸与が算定されている場合は、給付費を返還していただくこととなりますので、十分ご注意ください。

### 5 福祉用具の重大製品事故報告に係る情報提供

厚生労働省から連絡（「福祉用具貸与・購入費取扱い手引き」巻末資料に添付あり）がありましたので、お知らせします。

福祉用具に関する重大事故情報について、下記リンク先に掲載されていますのでご確認ください。

（消費者庁ホームページ）

<https://www.caa.go.jp/notice/release/2020/>



問い合わせ先

前橋市 介護保険課 給付適正化係

電話：027-898-3129（直通）

027-898-6157（直通）